

東堂陽一

議会便り 第10号 (2-3)

市内①
桜木①

平成18年 1月 5日発行

新年あけましておめでとうございます。市議会議員になって3回目のお正月を迎えました。昨年は皆様には一方ならぬお世話になりました。ありがとうございました。新掛川市発足とともに戸塚新市長の誕生ともなった昨年一年でしたが、市長と議会の間では意見の食い違いも多く、問題の多い一年でもありました。今年は諸課題がもっとスムーズに進むように期待をし、また努力をしてまいりたいと思います。私個人としては昨年同様、流されることなく是々非々の態度で取り組んでまいります。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

I. 12月定例会(12月1日~12月22日)

12月定例会が終わり、補正予算案、条例を始めとする28件の議案、請願3件、意見書2件、陳情5件の計38件の審議を行いました。特筆すべきこととしては「環境基本条例」の制定と指定管理者制度導入に伴う市有施設の条例改正が3件あったということが挙げられます。

1) 補正予算(一般会計)

総額3億1000万円余りの補正予算を承認しました。主な内容は以下の様です。

「歳出」

- | | |
|------------------------------------|----------|
| (1) 人件費増 | 7,160万円 |
| 人事院勧告給与0.3%の減を実施、時間外手当の増などで人件費全体は増 | |
| (2) 勲奨退職手当増 | 27,992万円 |
| 勲奨退職者が当初予想より大幅に増えたため | |
| (3) アスベスト健康被害防止対策事業追加 | 423万円 |
| (4) 市営住宅建設事業増 | 1,681万円 |
| (5) 三俣市営住宅既施設撤去工事費追加 | 1,510万円 |
| (6) 二瀬川第一地区沿道整備土地区画整理事業費増 | 1,765万円 |
| 北病院から国一二瀬川交差点までの間の道路整備の一環 | |

「歳入」

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 市民税増 | 19,390万円 |
| (2) 固定資産税増 | 2,999万円 |
| (3) 国庫支出金増(一般、特定両財源計) | 5,979万円 |

II. 平成17年新掛川市政に関わる主な出来事

新市誕生から9ヶ月が経ちました。大きく広がった掛川市。『出来事』も増えました。その一部を振り返って見ると、

- | | |
|-----|--|
| 4月 | 新「掛川市」発足 開市・開庁式
市長選挙、市議会議員選挙
道の駅オープン |
| 5月 | 掛川市区長会連合会設立(198自治区) |
| 6月 | おおぶち保育園落成式 |
| 7月 | 愛知万博(愛・地球博)「掛川市の日」
県知事選挙
アスベスト問題急浮上 |
| 8月 | 新「掛川市」合併記念式典
南北幹線道路整備促進市民大会 |
| 9月 | 「環境資源ギャラリー」本稼動開始
衆議院議員選挙
大東図書館起工式 |
| 10月 | 幼保園「掛川こども園」起工式
幼保園「ひだまり」起工式
大河ドラマ「功名が辻」展示館起工式
江戸天下祭りに横須賀地区の祢里参加 |
| 11月 | シルバー人材センター統合協定調印式
全日本トランポリン選手権大会(さんりーな) |
| 12月 | 「犬のおまわりさん」制度スタート
地域防災訓練(参加225自主防災会約3万人) |

ここに紹介したのはほんの一部です。旧掛川市、大東、大須賀各地区でこれ以外にもたくさんのイベントや出来事があり、実に多くの市民の参加がありました。ご苦労さまでした。

◆裏面もあります◆

東堂陽一 議会便り 第10号 (2-3)

平成18年 1月 5日発行

Ⅲ. 掛川市環境基本条例および 掛川市良好な生活環境の確保に関する条例の制定

12月定例会において表題の2つの条例が制定されました。その内容を紹介します。

環境基本条例

掛川市の環境を保全および創造することを目的とした、環境関係条例の基本となる条例。基本理念を定め、環境関連施策の基本的事項を定めている。また市、市民および事業者の責務を明らかにしている。「環境基本計画」の策定を義務付けるとともに、環境施策の策定に当たっては市民の意見反映に努めることを明記している。

環 境

地球環境

- ・地球温暖化防止など
- ・省資源
- ・省エネルギー、新エネルギー
- ・循環型社会
- ・環境学習

自然環境

- ・生物多様性の確保
- ・山林、河川、海岸の保全
- ・ため池の保全
- ・緑化など

生活環境

- ・騒音、大気、水質
- ・におい
- ・ごみ
- ・空き地
- ・飼い犬
- ・地下水など

良好な生活環境の確保に関する条例

ライフスタイル、価値観の多様化・地域コミュニティの衰退あるいはモラル、マナーの低下により生活環境の悪化が懸念されています。良好な生活環境を確保するため市の責務、市民の責務、事業者の責務を規定している。具体的には以下の7項目を柱として「良好な生活環境」の確保に努めることとしています。

1. 清潔の保持
2. 空き地の管理
3. 静穏の保持
4. 自動車等による生活環境への負荷の軽減
5. 悪臭の防止
6. 水質汚濁の防止
7. 動物の適正な飼養

条例に違反しても罰則はなく、市長勧告、措置命令、事実公表といった手段が用意されているのみです。市民一人ひとりの自覚と責任を求める内容であるということです。

Ⅳ. 議会やその他の場所での発言の一例

議会ではどんな事を話し合っているのでしょうか。発言のほんの一例を紹介します。

・平成17年9月定例会議事録(一般質問)より

6月の本会議では、市長の政治理念に対する質問や政治姿勢に対する疑問点が、私を含めた何人かの議員から出されました。その後また3カ月が経過したわけですが、この間に市長の提案する施策の展開に対して、これまでの経過を考慮していない、合併協議での約束等よりも優先して予算措置をする緊急性があるのか、あるいは新市の運営における役割、位置づけが不明確であるといったような指摘が議会でもたびたびなされました。また、市長と各地区や各団体との会合でも、市民から同様の指摘がなされることがありました。

・平成17年度子育て支援・少子化対策特別委員会(第3回、第4回)速記録より

十分検討していかななくてはいけないなということではありますが、現時点ではやはり重点的な施策を考える必要もある。その中でやはり思うものは乳幼児医療費ですよね。非常に声の大きいものです。それから、委員長から最初に提案もありましたが、児童館のようなものですか、そういった実際のニーズに応える現実的な必要性もあるのではないかと感じています。

例えばですが、当然ご存じだと思いますが、かざぐるまの例をあげますと健常者の学童保育と比べて時間がちょっと短い、もう少し1時間くらい延長できないかというような意見もありますので、そういったちょっとした見直しで効果が上がるかもしれませんので、そういう意味も含めて見直しをお願いしたいということもあります。ぜひそういう観点をもってもらいたい。

Ⅵ. 終わりに

昨年暮れエコ桜が丘の会の”新エネ大賞「県知事賞」受賞祝賀会”にお招きをいただきました。お祝いの言葉として述べさせていただきましたが、理念の確かさ、実施段階における卓越したアイデア、そして活動が地域住民とともにあったことが受賞の理由だと思います。これらはすべての事に当てはまりますが、特に私としてはアイデアの重要性を痛感した出来事でした。おめでとうございます。

◆裏面もあります◆